新　旧　対　照　表

09/09/30

○　銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年大分県公安委員会規則第６号）

改　正　案	現　行
（趣旨） 第１条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定　めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「施行令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「施行規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（銃砲刀剣類製造等の事業の廃止の届出） 第２条　施行規則第４条第４項の規定による届出は、銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書（第１号様式）により行うものとする。	（銃砲刀剣類製造等の事業の廃止の届出） 第２条　施行規則第２条第４項の規定による届出は、銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書（第１号様式）により行うものとする。
（人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出） 第３条　施行規則第５条第３項において準用する施行規則第６条第５項の規定による届出は、人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第２号様式）により行うものとする。	（人命救助等に従事する者届出済証明書の亡失等の届出） 第３条　施行規則第２条の２第３項において準用する施行規則第３条第５項の規定による届出は、人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第２号様式）により行うものとする。
（使用人届出済証明書の亡失等の届出） 第４条　施行規則第６条第５項の規定による届出は、使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第３号様式）により行うものとする。	（使用人届出済証明書の亡失等の届出） 第４条　施行規則第３条第５項の規定による届出は、使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書（第３号様式）により行うものとする。
（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間） 第５条　施行令第６条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、２年とする。 ２　施行令第６条第２項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、１年を超えない範囲内において、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して必要と認める期間を、その都度定める。	（射撃競技用けん銃、公演用銃砲刀剣類等を所持しようとする者に対する許可の期間） 第５条　施行令第４条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、２年とする。 ２　施行令第４条第２項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、１年を超えない範囲内において、芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの期間等を考慮して必要と認める期間を、その都度定める。
（保管設備の説明） 第６条　法第４条第１項の規定により銃砲の所持の許可を受けようとする者又は法第７条の３第１項の規定により猟銃若しくは空気銃の所持の許可の	

更新を受けようとする者は、保管設備の構造・設置場所等に関する説明書（第４号様式）を公安委員会に提出するものとする。 （指導用空気銃の所持許可申請に係る申立て） 第７条　法第４条第１項第１号の規定により空気銃の所持の許可を受けている者で、当該空気銃について同項第５号の２の規定による許可を受けようとするものは、申立書（第５号様式）を公安委員会に提出するものとする。	
（申請書の添付書類） 第８条　施行規則第11条第１項第３号の書面は、誓約書（第６号様式）とする。 ２　施行規則第11条第１項第５号の書面は、誓約書（第７号様式）とする。 ３　施行規則第11条第１項第６号の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者　ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書（第８号様式） (2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者　事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする理由書（第９号様式） (3) 継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者　猟銃所持経歴書（第10号様式） ４　施行規則第11条第１項第11号の書類は、刀剣類を所持しようとする理由書（第11号様式）とする。 ５　施行規則第11条第１項第12号の書類は、演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書（第12号様式）とする。 ６　施行規則第11条第１項第13号の書類は、博物館等に関する説明書（第13号様式）とする。 ７　施行規則第11条第１項第14号の証明書は、業務のための所持証明書（第14号様式）とする。	（申請書の添付書類） 第６条 施行規則第４条の２第１項第４号の書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 (1) ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする者　ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書（第４号様式） (2) 事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者　事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする理由書（第５号様式） (3) 継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者　猟銃所持経歴書（第６号様式） ２　施行規則第４条の２第１項第７号の書類は、刀剣類を所持しようとする理由書（第７号様式）とする。 ３　施行規則第４条の２第１項第８号の書類は、演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書（第８号様式）とする。 ４　施行規則第４条の２第１項第９号の書類は、博物館等に関する説明書（第９号様式）とする。 ５　施行規則第４条の２第１項第10号の証明書は、業務のための所持証明書（第10号様式）とする。
（認知機能検査） 第９条　法第４条の３第１項（法第７条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により認知機能検査（法第４条の３第１項に規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、認知機能検査受検申請書（第15号様式）を公安委員会に提出するものとする。 ２　法第４条の３第２項の規定による医師の指定は、介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師のうちから行うものとする。	

３　前項の医師の指定の期間は３年以内とし、再指定を妨げないものとする。
４　公安委員会は、第２項の医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地を公示するものとする。

（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）
第10条　施行令第24条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

（許可証の亡失等の届出）
第11条　施行規則第32条の届出書は、銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書（第16号様式）とする。

（教習資格認定証の有効期間）
第12条　施行令第26条第２項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、３月とする。

（年少射撃資格認定申請書の添付書類）
第13条　施行規則第76条第１項第４号の書面は、誓約書（第17号様式）とする。
２　施行規則第76条第１項第７号の同意書は、同意書（第18号様式）とする。

（年少射撃資格認定証の亡失等の届出）
第14条　施行規則第78条において準用する施行規則第32条の届出書は、年少射撃資格認定証亡失・盗難・滅失届出書（第19号様式）とする。

（身分を示す証明書）
第15条　法第10条の６第４項（法第27条の２第３項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第20号様式）とする。

（医師の指定）
第16条　法第12条の３の規定による医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医　　師
法第５条第１項第３号の政令で定める病気（施行令第８条第３	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

（国際競技に参加する外国人に対する許可の期間）
第７条　施行令第６条第１項の規定により公安委員会が定める許可の期間は、60日とする。

（許可証の亡失等の届出）
第８条　施行規則第９条の届出書は、銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書（第11号様式）とする。

（教習資格認定証の有効期間）
第９条　施行令第６条の３第２項の規定により公安委員会が定める教習資格認定証の有効期間は、３月とする。

（身分を示す証明書）
第10条　法第10条の６第４項（法第27条の２第３項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（第12号様式）とする。

（医師の指定）
第11条　法第12条の３の規定による医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医　　師
法第５条第１項第３号の政令で定める病気（施行令第５条の２	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第５条第１項第４号及び第５号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	第18条第１項の規定により精神保健指定医に指定されている医師
施行令第８条第３号に規定する病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法第８条第16項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

２　第９条第３項及び第４項の規定は、前項の医師の指定について準用する。この場合において、同条第４項中「所在地」とあるのは、「所在地並びに診断の対象者」と読み替えるものとする。

（準空気銃製造等の事業の廃止の届出）
第17条　施行規則第101条第４項の規定による届出は、準空気銃製造・輸出事業廃止届出書（第21号様式）により行うものとする。

（模造けん銃製造等の事業の廃止の届出）
第18条　施行規則第103条第５項（施行規則第104条第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書（第22号様式）により行うものとする。

（銃砲又は刀剣類の発見又は拾得の届出）
第19条　法第23条の規定による届出は、銃砲刀剣類発見（拾得）届出書（第23号様式）により行うものとする。

第３号に規定する病気を除く。）にかかっている者並びに法第５条第１項第４号及び第５号に掲げる者であるかどうかを調査する必要があると認める者	第18条第１項の規定により精神保健指定医に指定されている医師
施行令第５条の２第３号に規定する病気にかかっている者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法（平成９年法律第123号）第８条第16項に規定する認知症である者であるかどうかを調査する必要があると認める者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

２　医師の指定の期間は３年以内とし、再指定を妨げないものとする。

３　公安委員会は、医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院の名称及び所在地並びに診断の対象者を公示するものとする。

（準空気銃製造等の事業の廃止の届出）
第12条　施行規則第16条の４第４項の規定による届出は、準空気銃製造・輸出事業廃止届出書（第13号様式）により行うものとする。

（模造けん銃製造等の事業の廃止の届出）
第13条　施行規則第17条の２第５項（施行規則第17条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、模造けん銃製造・輸出事業廃止届出書（第14号様式）により行うものとする。

（銃砲又は刀剣類の発見又は拾得の届出）
第14条　法第23条の規定による届出は、銃砲刀剣類発見（拾得）届出書（第15号様式）により行うものとする。

第１号様式（第２条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第２号様式（第３条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第５条第３項において準用する第６条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第３号様式（第４条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第６条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第１号様式（第２条関係）

銃砲刀剣類製造・販売・製作事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第２条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第２号様式（第３条関係）

人命救助等に従事する者届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第２条の２第３項において準用する第３条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第３号様式（第４条関係）

使用人届出済証明書亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第４号様式（第６条関係）

（表）

保管設備の構造・設置場所等に関する説明書

申請人
住所
氏名　　㊞

<table>
<tr><td colspan="3">保管予定の猟銃等の種類・数量</td><td colspan="3">□ライフル銃　　丁　□　空気銃　　丁
□ライフル銃以外の猟銃　　丁</td></tr>
<tr><td rowspan="4">猟銃等の保管方法</td><td colspan="2">保管設備の設置場所</td><td colspan="3">□自宅　□１階（　　）□２階（　　）
□その他（　　）
□保管業者への保管委託（業者名：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保管設備</td><td>構造</td><td colspan="3">□市販銃ロッカー　□　その他（　　）
□建物への固定　（□有〔　　〕□　無）</td></tr>
<tr><td>錠の状況</td><td colspan="3">□付属錠　　個　□補助錠（□有　　個　□無）</td></tr>
<tr><td>鍵の保管状況</td><td colspan="3">□本人所持
□別保管　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実包等の保管方法</td><td>保管設備</td><td>□　装　弾　庫
□　ホーム金庫</td><td>設置場所</td><td colspan="2">□　自宅
□　別棟　（　　）</td></tr>
<tr><td>鍵の保管</td><td colspan="4">□本人保管　□別保管（　　）</td></tr>
<tr><td>家屋内の保管場所の略図</td><td colspan="5">※猟銃等の保管設備の位置は○印、実（空）包等の保管設備の位置は△印</td></tr>
</table>

備考　１　裏面には、保管設備の設置状況を撮影した写真を添付すること。
　　２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

（裏）

猟　銃　等　保　管　設　備　の　設　置　状　況

第５号様式（第７条関係）

申　　立　　書

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

私は、現在以下の空気銃について銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けていますが、この許可は、現在私が当該空気銃について所持許可申請をしている同第５号の２の規定による許可を受けた日に失効することを承知しています。

許 可 番 号

銃　　番　　号

住所

職業

氏名　　㊞

第６号様式（第８条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号から第18号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所

職業

氏名　　㊞

第７号様式（第８条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第２項第２号又は第３号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所

職業

氏名　　㊞

第４号様式（第６条関係）

年　　月　　日

ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり職業としますので、理由書を提出します。

～ 以下省略 ～

第５号様式（第６条関係）

年　　月　　日

事業に対する被害を防止するためライフル銃
による獣類の捕獲を必要とする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり必要としますので、理由書を提出します。

～ 以下省略 ～

第６号様式（第６条関係）

年　　月　　日

猟　銃　所　持　経　歴　書

申請者
住所
氏名　　㊞

ライフル銃所持許可申請に伴い、猟銃を継続して１０年以上所持している経歴は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第８号様式（第８条関係）

年　　月　　日

ライフル銃による獣類の捕獲を職業とする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり職業としますので、理由書を提出します。

～ 以下省略 ～

第９号様式（第８条関係）

年　　月　　日

事業に対する被害を防止するためライフル銃
による獣類の捕獲を必要とする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

事業に対する被害を防止するため、ライフル銃による獣類の捕獲を次のとおり必要としますので、理由書を提出します。

～ 以下省略 ～

第10号様式（第８条関係）

年　　月　　日

猟　銃　所　持　経　歴　書

申請者
住所
氏名　　㊞

ライフル銃所持許可申請に伴い、猟銃を継続して１０年以上所持している経歴は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第11号様式（第８条関係）

年　　月　　日

刀剣類を所持しようとする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

刀剣類を所持しようとする理由書は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第12号様式（第８条関係）

年　　月　　日

演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書

申請者
住所
氏名　　㊞

演劇・舞踊・博覧会等の名称等は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第13号様式（第８条関係）

年　　月　　日

博物館等に関する説明書

申請者
住所
氏名　　㊞

博物館の名称等は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第７号様式（第６条関係）

年　　月　　日

刀剣類を所持しようとする理由書

申請者
住所
氏名　　㊞

刀剣類を所持しようとする理由書は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第８号様式（第６条関係）

年　　月　　日

演劇・舞踊・博覧会等に関する説明書

申請者
住所
氏名　　㊞

演劇・舞踊・博覧会等の名称等は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第９号様式（第６条関係）

年　　月　　日

博物館等に関する説明書

申請者
住所
氏名　　㊞

博物館の名称等は、次のとおりです。

～ 以下省略 ～

第14号様式（第８条関係）

年　　月　　日

業務のための所持証明書

名　　称
事務所所在地
代　表　者　　㊞

次の者に、業務のために銃砲刀剣類を所持させることを証明します。

～ 以下省略 ～

第10号様式（第６条関係）

年　　月　　日

業務のための所持証明書

名　　称
事務所所在地
代　表　者　　㊞

次の者に、業務のために銃砲刀剣類を所持させることを証明します。

～ 以下省略 ～

第15号様式（第９条関係）

年　　月　　日

認知機能検査受検申請書

申請者
住　　所
氏　　名　　㊞
生年月日

大分県公安委員会　　殿

銃砲刀剣類所持等取締法第４条の３第１項（第７条の３第３項において準用する場合を含む。）の規定により認知機能検査を受検したいので申請します。

受　検　日	
申 請 の 種 別	□ 新規許可　　□ 許可更新
猟 銃 の 種 類	□ ライフル銃　□ ライフル銃以外の猟銃　□ 空気銃
手 数 料 欄	

備考　手数料欄には、大分県収入証紙をはり付けること。

第16号様式（第11条関係）

銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第11号様式（第８条関係）

銃砲刀剣類所持許可証亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第17号様式（第13条関係）

（年少射撃資格認定申請用）

誓　　約　　書

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号から第18号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所

職業

氏名　　㊞

第18号様式（第13条関係）

同　　意　　書

年　　月　　日

住所

職業

氏名　　㊞

私は、以下の者について銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第１項に規定する監督をすることに同意します。

住所

職業

氏名

第19号様式（第14条関係）

年少射撃資格認定証亡失・盗難・滅失届出書

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の13第３項において準用する第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

届出の種類	亡失　　盗難　　滅失　　（該当するものを○で囲むこと。）
住　　所 職　　業 氏　　名 生 年 月 日	
認定証交付 年　月　日 認定証番号 種　　別 指導員氏名	年　　月　　日 第　　号 （　空気銃　・空気けん銃　）
日時・場所	
亡失・盗難 ・滅失状況	
備　　考	

備考　届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

第20号様式（第15条関係）

～ 以下省略 ～

第21号様式（第17条関係）

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第101条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第22号様式（第18条関係）

模造けん銃
模擬銃器　製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第103条第５項
第104条第２項において準用する第103条第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第12号様式（第10条関係）

～ 以下省略 ～

第13号様式（第12条関係）

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１６条の４第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第14号様式（第13条関係）

模造けん銃
模擬銃器　製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第１７条の２第５項
第１７条の３第２項において準用する第１７条の２第５項の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

大分県公安委員会　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

～ 以下省略 ～

第23号様式（第19条関係）

銃 砲 刀 剣 類 発 見（ 拾 得 ）届 出 書

年　　月　　日

警察署長　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり、発見（拾得）したので、届け出ます。

～ 以下省略 ～

第15号様式（第14条関係）

銃 砲 刀 剣 類 発 見（ 拾 得 ）届 出 書

年　　月　　日

警察署長　　殿

届出人
住　所
氏　名　　㊞

下記のとおり、発見（拾得）したので、届け出ます。

～ 以下省略 ～